

(案)

## 丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について

平成 25 年 月 日  
国土交通省近畿地方整備局  
独立行政法人 水資源機構

国土交通省近畿地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、丹生ダム建設事業の検証に係る検討を進めています。平成 25 年 3 月 26 日に「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第 3 回幹事会)」(以下、第 3 回幹事会という。)を開催し、治水、流水の正常な機能の維持、異常渇水時の緊急水の補給について、概略評価による対策案の抽出を提示させていただきました。

つきましては、今後の検討の参考とするため、以下の意見募集要領のとおり、広く皆様からご意見を募集します。

### 意見募集要領

#### 1. 意見募集対象

検討の場では、淀川水系の特性に配慮して、目的別に複数の対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出した。

このことに関し、次の1)、2)について意見を募集します。

- 1) これまでに提示した目的別の対策案以外の具体的対策案の提案
- 2) 目的別の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見

#### 《参考資料》

##### ①意見募集の対象資料

- ・概略評価による治水対策案の抽出について【第 3 回幹事会資料:資料-3】
- ・概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出について  
【第 3 回幹事会資料:資料-4】
- ・概略評価による異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出について  
【第 3 回幹事会資料:資料-5】

##### ②参考資料

- ・複数の治水対策案の概要【第1回幹事会資料:資料-3】
- ・流水の正常な機能の維持に関する代替案等の概要【第1回幹事会資料:資料-3-2】
- ・丹生ダムの経緯及び概要【第 1 回幹事会資料:資料-5】
- ・複数の治水対策案の立案について【第 2 回幹事会資料:資料-4】
- ・複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案について【第 2 回幹事会資料:資料-5】
- ・複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案の立案について  
【第 2 回幹事会資料:資料-6】
- ・丹生ダム建設事業等の点検【第 3 回幹事会資料:資料-2】
- ・丹生ダム建設事業等の点検【第 3 回幹事会資料:参考資料-1】

・既設ダムの有効活用について(発電事業者への意見照会)

【第3回幹事会資料:参考資料-2】

※上記資料については、「6. 閲覧または資料の入手の方法」により閲覧または入手が可能です。

## 2. 資料閲覧及び意見募集期間

平成25年 月 日( )～平成25年 月 日( )( 月 日(金)17時必着)

## 3. 意見の提出方法

ご意見は、①郵送、②FAX、③電子メール のいずれかの方法で、下記「4. 提出先」までご提出下さい。ご意見につきましては、別添1「意見提出様式」により、下記①～⑦をご記載ください。

- ①氏名(企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名)
- ②住所
- ③電話番号 または 電子メールアドレス
- ④職業(企業、団体の場合は不要)
- ⑤年齢(企業、団体の場合は不要)
- ⑥性別(企業、団体の場合は不要)
- ⑦ご意見

ご意見は、上記「1. 意見募集対象」1)、2)の別にご記載ください。

※いただいたご意見に関しての個人情報には、目的以外では使用いたしません。

## 4. 提出先

国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川計画課

丹生ダム建設事業の検証 事務局 宛

①郵送の場合:〒540-8586 大阪市中央区大手前1丁目 5-44 大阪合同庁舎第1号館

②FAXの場合:06-6949-0865

③電子メールの場合:river-PR@kkcr.mlit.go.jp

(件名に「丹生ダム検証に関する意見」と明記してください。)

## 5. 注意事項

- ①ご意見は、別添1「意見提出様式」に200文字以内でご記載下さい。ひとつのご意見が200文字を越える場合は、別途自由様式に記載していただけますようお願いいたします。
- ②ご意見は、日本語でご提出下さい。
- ③ご記入いただきました個人情報については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。また、いただいたご意見とともに、属性(職業、年齢、性別)及び住所のうちの都道府県名と市町村名を公表する場合があります。
- ④電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑤皆様からいただいたご意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承願います。
- ⑥期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び

下記に該当する内容については無効といたします。

- ・個人や特定の企業、団体を誹謗中傷するような内容
- ・個人や特定の企業、団体の財産およびプライバシーを侵害するような内容
- ・個人や特定の企業、団体の著作権を侵害する内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・営業活動等営利を目的とした内容

## 6. 閲覧または資料の入手の方法

### ○インターネットによる閲覧または資料入手

- ・インターネットによる閲覧または資料入手をされる場合は、国土交通省近畿地方整備局ホームページまたは独立行政法人水資源機構ホームページをご覧ください。
- ・意見提出様式(別添1)も下記URLより入手できます。

国土交通省近畿地方整備局のホームページ

<http://www.kkr.mlit.go.jp/river/kensyou/kaigisiryous.html>

独立行政法人水資源機構のホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/niu.html>

### ○閲覧場所での資料の閲覧および様式の入手

- ・閲覧場所で資料を閲覧される場合は、別添2に示す場所及び時間において閲覧できますので、ご活用下さい。
- ・意見提出様式(別添1)は、閲覧ファイルの後部に綴じ込んでいますので、必要部数を抜き取ってお持ち帰り下さい。

## 7. 参考

これまでの「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の開催状況につきましては、下記URLでご参照下さい。

国土交通省近畿地方整備局のホームページ

<http://www.kkr.mlit.go.jp/river/kensyou/kaigisiryous.html>

独立行政法人水資源機構のホームページ

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/niu.html>

## <お問い合わせ先>

国土交通省 近畿地方整備局

河川部 河川計画課 たなか たかゆき 田中 孝幸

電話番号 06-6945-6355(直通)

丹生ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について

フリガナ				
①氏名				
②住所				
③電話番号又は 電子メールアドレス				
④職業		⑤年齢		⑥性別
⑦ご意見(下記の項目毎に200文字以内でご記載ください。なお、ひとつのご意見が200文字を越える場合は、別途自由様式に記載していただけますようお願いいたします。				
1) これまでに提示した目的別の対策案以外の具体的対策案の提案 ※提案する目的に○を付けて下さい		目的:(治水)・(流水の正常な機能の維持)・(異常渇水時の緊急水の補給)		
2) 目的別の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見	概略評価による治水対策案の抽出に関する意見			
	概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出に関する意見			
	概略評価による異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出に関する意見			
3) その他の意見				

※いただいたご意見に関しての個人情報、目的以外では使用いたしません

丹生ダム建設事業の検証に関する意見募集 閲覧場所

【意見募集要領】  
【別添2: 閲覧場所】

地域	機関	閲覧場所	住所	閲覧時間
大阪府 大阪市内	国土交通省	近畿地方整備局 総務部総務課 情報公開室	大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館	閲覧時間は9時15分～16時45分
	独立行政法人 水資源機構	水資源機構 関西支社 インフォレスト	大阪府大阪市中央区上町A番12号 上町セイワビル6F	閲覧時間は9時30分～17時00分
	大阪府	大阪府 都市整備部 河川室	大阪府大阪市中央区大手前2丁目	閲覧時間は9時30分～17時00分
滋賀県 長浜市内	独立行政法人 水資源機構	丹生ダム建設所	滋賀県長浜市余呉町坂口819	閲覧時間は8時30分～17時00分
	滋賀県	滋賀県長浜土木事務所河川砂防課	滋賀県長浜市平方町1152-2 湖北合同庁舎2階	閲覧時間は8時30分～17時00分
	滋賀県	滋賀県長浜土木事務所木之本支所河川砂防課	滋賀県長浜市木之本町黒田1234 木之本合同庁舎2階	閲覧時間は8時30分～17時00分
	長浜市	長浜市 都市建設部 道路河川課	長浜市八幡東町632	閲覧時間は8時30分～17時00分
	長浜市	長浜市 北部振興局 建設課	長浜市木之本町木之本1757-2	閲覧時間は8時30分～17時00分
	長浜市	長浜市 浅井支所 地域振興課	長浜市内保町2490-1	閲覧時間は8時30分～17時00分
	長浜市	長浜市 びわ支所 地域振興課	長浜市難波町505 (びわ文化学習センター「リユートプラザ」内)	閲覧時間は8時30分～17時00分
	長浜市	長浜市 虎姫支所 地域振興課	長浜市五村106	閲覧時間は8時30分～17時00分
	長浜市	長浜市 湖北支所 地域振興課	長浜市湖北町速水2745	閲覧時間は8時30分～17時00分
	長浜市	長浜市 高月支所 地域振興課	長浜市高月町渡岸寺160	閲覧時間は8時30分～17時00分
	長浜市	長浜市 余呉支所 地域振興課	長浜市余呉町中之郷958	閲覧時間は8時30分～17時00分
	長浜市	長浜市 西浅井支所 地域振興課	長浜市西浅井町大浦2590	閲覧時間は8時30分～17時00分
	滋賀県 守山市	国土交通省	近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 野洲川出張所	滋賀県守山市吉身3-7-2
滋賀県 大津市内	国土交通省	近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 閲覧コーナー	滋賀県大津市黒津4丁目5番1号	閲覧時間は8時30分～17時00分
	独立行政法人 水資源機構	琵琶湖開発総合管理所	滋賀県大津市堅田2-1-10	閲覧時間は8時30分～17時00分
	滋賀県	滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室	滋賀県大津市京町四丁目1-1 県庁新館4階	閲覧時間は8時30分～17時00分
京都府 京都市内	京都府	京都府 建設交通部 河川課	京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	閲覧時間は8時30分～17時00分 (昼休み12時～13時は除く)
兵庫県 神戸市内	兵庫県	兵庫県 兵庫県県土整備部 土木局 総合治水課	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	閲覧時間は8時45分～17時00分

※閲覧期間の土曜日、日曜日、祝日を除いて閲覧できます。